

第 6 回 野 田 村 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開催日時 平成30年 4月26日 (木) 16時00分から16時33分

2. 開催場所 野田村役場 第一委員会室

3. 出席及び欠席委員 (出席11人=○印、欠席0人=×印、推進委員 3名)

会長	11番	式 又 文 雄	○
職務代理	1番	大 沢 政 廣	○
農業委員	2番	大 沢 照 子	○
農業委員	3番	新 山 文 雄	○
農業委員	4番	野 崎 泰 斗	○
農業委員	5番	小 野 紀 行	○
農業委員	6番	沢 里 静 穂	○
農業委員	7番	種 綿 正 男	○
農業委員	8番	小 野 寺 豊	○
農業委員	9番	中 川 幸 子	○
農業委員	10番	平 谷 東 英	○
推進委員	北田	俊光○、佐藤 嘉美○、日形井 貞一○、米田 やす×	

4. 会議録署名委員

○番 ○○ ○○ 委員
○番 ○○ ○○ 委員

5. 議事日程

日程第1 経過報告
日程第2 議事録署名委員及び書記の指名について
日程第3 議案第1号 野田農業振興地域計画の変更に係る意見について
日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 職務のため出席した農業委員会事務局職員

事務局長 泉 澤 弘
主査 中 野 誠
主事 林 崎 剛 志

7. 説明のために出席した職員

産業振興課 高 田 光 晴 総括主査
小 川 伸 路 主事

8. 会議の概要

(開会16時00分)

議長 ただ今から、第6回野田村農業委員会会議を開会いたします。
 これより先、野田村農業委員会会議規則第9条の規定により、議長を務めて参ります。
 ただ今の出席委員11名であります。定足数に達しております。
 日程に従い、順次進めて参ります。日程第1、「経過報告」を事務局より報告願います。中野主査。

(経過報告)

議長 経過報告が終わりました。次に日程第2、「議事録署名委員及び書記の指名について」を議題といたします。
 野田村農業委員会規則第12条の規定により、議長より指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議ございませんので、議長より推薦します。
 議事録署名委員は○番、○○委員、○番、○○委員を、書記には中野主査を指名します。

議長 次に、日程第3、議案第1号「野田農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。中野主査。

事務局 ただいま、議題となりました、議案第1号「野田農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。

 野田農業振興地域整備計画の変更に関する協議書が別紙のとおり提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。

 農用地区域からの編入が1件でございます。

 3ページをご覧ください。事業計画者が○○○○さんで、新規就農で○○の栽培を始めるべく、中間管理事業を利用して土地の借入れを進めるために農用地区域に編入したいということで、場所が大字○○第○地割-○-○、所有者が○○市○○町の○○○○さん、田で1,880㎡です。

 5ページが位置図で、新しく整備している県道○○線の国道45号線から○○へ上る道路沿いにあり、○○と○○の間付近となります、7ページが登記事項証明書の写しです。

 なお、くわしくは産業振興課での説明があるようですので、私からの説明は以上とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。
 ここで、産業振興課の小川主事が出席しておりますので、発言を許します。

小川主事 それでは本件の変更の概要について説明させていただきます。まず、変更の理由といたしまして事務局から説明がありましたとおり、認定新規就農者が事業計画者となりまして、農業中間管理事業を利用してこの土地を借入れ、新たに農業を開始する予定であります。青年等就農計画に基づきまして、県村補助金等の助成を受け、○○用のハウスを設置し○○の栽培を行う予定となっております。またこの計画地につきましては、農地中間管理機構を介する賃貸借契約を10年以上締結でき、効率的安定的な農業経営

を目指せる土地であるということで選定したもので、地域の特性に則した農業の振興を図るため、必要な決議であるということで考えております。また、本計画については適宜、県北広域振興局農政部と事前協議を進めております。

議 長 小川主事の説明が終わりました。それでは質疑を許します。
質疑ございませんか。
○番、○○委員。

○ ○ この地域はもともと農振地域に入っていないわけですよ。今回はこのように単発で出てきたことで農振地域に編入してくれと申請が出てきたわけですけども、その近辺について、今後農振地域として指定するような計画が、農振地域として注意しなければならないようなそういった情報とかそういうふうなものは、産業振興課では捉えているかどうか。そうじゃないとこんなふうに単発で書いてくるという格好になるわけですので、その辺のところを把握してから考えていかなければならないんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

議 長 高田総括主査。

高田総括主査 現時点ではこの案件以外の情報は入ってきておりません。

議 長 野崎委員。

○ ○ 私が出しているのは、一つには情報を待っているということではなくて、今後この地域でそのような計画を持っている個人がもし居るのであれば、そういったことも把握しておく必要もあるのではないかとというふうな事。そういうふうなこれからもそうですが、今回のものには間に合わないでしょうけども、今後についてはそういった希望等取ってみる必要はあるのかなというふうな。そうじゃないと毎回単発ばかりというふうな事になるわけですから、そのへんの所をお願いしたいということでしたところ。

○ ○ 今出ているのはそういうふうな調査なりなんなりしながら把握していかなくやならないのではないかとということ。

高田総括主査 農業振興地域に関しては5年ごとに見直しを行っているわけではありますけども、最近の見直しは平成28年度にありました。その時見直しの最後が、今後5年間のうちに、こういう農地として利用する場所がないからということで、みなさんから要望なり情報なり収集して計画を見直すこととしております。今回28年度の時には、この案件につきましてはまだ出ていなかったということで、今回単発にはなったわけですけども、編入ということになったこととさせていただきます。

議 長 よろしいですか。あとございませんか。
○番、○○委員。

○ ○ 4ページの事業計画概要の中の5番目なんですけども、農業生産の状況とあるんですけど、これは事業で最終的に（ハウスが）○棟になるということなんですよ。30年度は○棟建てて、31年になって30年度に○棟たてるんですか。そして31年になれば生産して、○○kgを生産して○○円ということ、よろしいです。

議 長 小川主事。

小 川 当時の計画といたしましては、今年度に○棟建設する予定です。また合わせてご本人
主 事 の希望としては31年度に○棟追加で希望されています。また生産につきましては、今年
度ハウスの設置をしますと完成が年度の後半以降になって、○○の栽培を開始します
と実際に売り上げとしてあがってくるのが31年からということで売り上げ額としてい
ます。順次ハウスに○○のブロックを入れて順次売上げができていくということです。
以上です。

議 長 ○番、○○委員。

○ ○ 要するに今年度中30年度に○棟建てて、年度末にかかるから生産はないと。31年に生
委 員 産していった生産金額をとということなんですが、もう○棟は建てるかもしれないし建
てないかもしれないということですか。残り○棟は31年に建てるのですか。それとも30
年度中にですか。

議 長 小川主事。

小 川 現在今年度は○棟、県と村の補助金を利用して建設という計画がほぼ固まっていま
主 事 す。ただ31年度につきましては、あくまでも希望していて県の補助金が条件によります
が、現時点では31年のものを予定しています。

議 長 ○○委員。

○ ○ この、○○kgというのは概算でしょうけど、生産は○棟建てた場合で○○kgの生産
委 員 を見込んでいるということでしょうか。

小 川 今年度、30年度に作ったハウス○棟のうち、1つは最初に生産が始まりますが冬取り
主 事 用という31年の秋から冬にかけて生産が始まるものですが、もう○棟については夏取
りをするという使い方で、若干遅れて始まりまして、31年の旧冬から始まりますが、実
際は夏取り用は32年から取れることとなりますね。31年度については1棟分の冬取り用
の○○の生産という計画です。それで31年度に建てる分は冬取り用を想定してますので
、またその先の31年度に出来上がった冬取り用につきまして、32年度以降になるという
形になります。

議 長 ○○委員。

○ ○ いずれ32年度になってこの正規の生産量が出るということですね。

議 長 あとございませんか。○番、○○委員。

○ ○ これは許可を得てから賃貸契約を10年以上結ぶというけども、受けてから契約結ぶ
委 員 の。ある程度もう借りるということになってるのか。

議 長 小川主事。

小 川 新規就農予定者と農地中間管理機構の意向で今年度から借りる手続きを始めるとい
主 事 うことで、事前の相談はもう始めているところです。

○ ○ 中間管理機構はいいけど、本人同士の契約ができているのかなと。
委 員

議 長 小川主事。

小 川 実際に農地の借り入れは、農地中間管理機構を介するというので、土地の所有者と
主 事 就農者が直接結ぶものではなくて、農地中間管理機構とそれぞれが契約を結ぶという
形になります。ということでまだ現在は所有者と中間管理機構、中間管理機構と就農者
の間では契約は締結されていないです。これからです。

○ ○ じゃあ持ち主は中間管理機構に（農地を）もう出しているわけだ。
委 員

議 長 小川主事。

小 川 まだ正式にはではなく事前相談を行っている段階ですので、正式に申出書等は終わっ
主 事 ていません。まだ正式には決まっています。

議 長 じゃあ私の方から。中間管理機構に行っていないわけですね。所有者が。

小 川 県の中間管理機構の方から、まず農振農用地の指定をするようにと指導を受けてま
主 事 したので、それを受けてから今回農業委員会でご承認を頂いて、正式に農振農用地区域
に指定して頂いてから手続きがスタートすることです。今、その準備をしているという
ことです。

議 長 はい、わかりました。あとございませんか。
推進委員の方から、何かございませんか。
(なしの声)

議 長 それでは質疑を終結いたします。お諮りいたします。
討論省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、採決いたします。
議案第1号につきましては、原案に同意することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案に同意することに決定しましたので、村長にその旨報告
することといたします。

議 長 それでは小川主事、ありがとうございました。
退席していただいて結構です。

議 長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。中野主査。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」につきまして、ご説明いたします。農地法第3条第1項及び農地法施行令第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、農業委員会の意見を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。付議番号（1）、4月10日受付。

土地の表示が、大字〇〇第〇地割字〇〇 〇ー〇、畑、2,194㎡など全部で4筆45,896㎡です。譲受人が、〇〇〇〇さん、譲渡人が、その父で〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、農地の維持管理が困難であるため、後継者である息子さんに贈与で所有権を移転しようとするものです。

現地調査につきましては、4/20に行っております。〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員でございまして。

4ページから営農計画ですが、所有権移転後も営農は引き継いでいくというもので、農業機械、労働力ともに確保出来ているものと思われまして。

8ページ、位置図でございまして数か所に分散しております。3カ所は〇〇さんのお宅付近に2カ所と、そこを曲がって突き当り付近に1箇所となっております。もう1箇所が〇〇に向かったは坂を上り切ったあたりを鋭角に右に曲がり突き当たったところになります。

9～12ページが公図の写しで農地の形状はこのとおりです。13～16ページが登記事項証明書の写しです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、〇〇委員から現地確認調査の報告をお願いします。

〇 〇 それでは現地確認の詳細な結果報告をいたします。4月20日に泉澤局長、中野主査、委員 〇〇委員、推進委員の〇〇さんと私で現地確認をいたしました。この案件は農業後継者へ所有権を移転しようとするもので、問題はないと思われまして。

詳しくは事務局より説明いたします。

議 長 現地確認調査の報告が終わりました。

次に事務局の補足説明を求めます。

事務局 **農地法第3条の規定による許可基準からみた意見（H30.4.26 総会）〇〇〇〇**

1 当事者の氏名

譲受人 〇〇 〇〇

譲渡人 〇〇 〇〇

2 申請理由

農業後継者へ贈与し所有権を移転する。

3 農地法第3条第2項及び施行令第6条該当の状況

（1）移動する権利の種類

所有権の移転（贈与）

（2）移動する農地又は採草放牧地の区分

農地（自作地）

（3）農地法第3条第2項該当の有無。次の各号に該当すれば許可できない。

第1号に該当しない（取得後のすべての農地を効率利用すると認められない場合）

~~第2号に該当しない（農業生産法人以外の法人が権利取得する場合）~~

~~第3号に該当しない（信託の引き受けにより権利を取得する場合）~~

第4号に該当しない（取得後に行う耕作に常時従事すると認められない場合）

第5号に該当しない（取得後の農地面積が10㎡に達しない場合）

~~第6号に該当しない（転貸禁止）~~

第7号に該当しない（地域調和）

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは質疑を許します。
質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 無ければ、推進委員の方から何かご意見ございませんか。

○ ○ 意見と言うか、私も生前贈与をやったことがあるんですけども、○○さんと同じなん
推進委員 で生前贈与、譲渡ですか。後継者の3条とかという体で税金をあまりかけないで譲渡
できるとかってそういうふうなものですか。

議 長 中野主査。

事務局 すいません、そちらは把握していないんですけども、贈与することによって○○さん
の年金の方が、そのまま今受けているものを引き継ぎ受けられるという関係がある
ことで聞いております。

○ ○ 年金の関係ということだようですが、そうすれば贈与税は一切かからないというこ
推進委員 とですか。

事務局 確認したいと思います。

○ ○ ○○さんは会社員ですが、農家になっていますが。
委 員

議 長 ○○推進委員。

○ ○ 譲渡して、譲渡されたら、これはまあ農地だけの面積だけれども、どういう農業経営
推進委員 をするというのが分からなければ。農地だけを引き継いで、なにを経営するという
中身が分からなければ、農業経営ではないのでは。そういうのは整理されないといけ
ないと思います。それが農業経営ではないのか。所得がない経営はないと思いますの
で。それを載せなければ、不在地主と同じことですので。それを載せてからそして経
営を譲渡する。農地の譲渡だけが目的ではないはずですので。そういうふうな資料を
作らなければ。答弁はいいです。

議 長 あとございませんか。
なければ、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。討論省略し、ただちに採決いたしたいと存じますが、これにご
異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、原案のとおり許可と決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付されました案件は、すべて議了いたしました。
第6回野田村農業委員会総会を終了します。大変ご苦勞様でした。
(閉会 16時33分)